

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和8年度博多港浚渫土砂活用による環境改善方策検討業務
業 務 概 要	<p>本業務は、博多港内における環境に配慮した浅場造成の実証実験、窪地への浚渫土砂による埋め戻しに伴う環境影響・環境改善効果、及び次年度の環境モニタリング調査計画の提案を行う。</p> <p>また、これらの内容は学識経験者、関係行政機関等で構成する検討会を開催し、検討会の助言を受けるものである。</p>
契約担当官の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	<p>分任支出負担行為担当官</p> <p>九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所長 玉石 宗生</p> <p>福岡市中央区大手門2-5-33</p>
契 約 年 月 日	令 和 8 年 4 月 9 日
契 約 業 者 名	一般財団法人みなと総合研究財団
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門3-1-10
契 約 金 額	42,911,000 円（税込み）
予 定 価 格	42,999,000 円（税込み）
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、博多港内で行われている浅場造成の実証実験に対し付着生物や海藻・海草類の調査を行い、その結果を踏まえて複数の海藻・海草類の生育可能性を検討する事が出来る豊富な業務実績や、窪地埋め戻しに伴う環境への影響や改善効果を検証する高度な知見を有していることが不可欠である。</p> <p>以上のことから、プロポーザル形式により契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、配置予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する的確性・実現性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めることで、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。</p> <p>建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般財団法人みなと総合研究財団が最適であると判断されることから、上記法人と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものとする。</p>
業 務 場 所	—
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間（自）	令 和 8 年 4 月 9 日
履 行 期 間（至）	令 和 9 年 3 月 19 日
備 考	